申請日 令和 月 日

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資) (第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び下記の申請者確認事項を了承し、下記の個人情報の取扱いについて同意の上で、次のとおり物件検査及 び適合証明を申請します。 なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限ります。)。

		₹機関名 :事務所名		株式会社	技研		御中	← 提出先	この検査機関	国名を記	載してください
申請者		氏 名 又は 名 称	申請者に	は住宅購	入者でも仲介業者でも構いません						
			〒(—) 住	所:					!	les years 6
			TEL () - () - ()	FAX () - () - ()	担当者名: (事業者の場合)
(月	代理 申請者以外 場合に限	が手続する	氏 名 又は 名 称 〒(TEL(一) 住	·所:) - ()	FAX () - () - (請求先を選択し、 「口その他」の場合は 請求先を記載してください。 担当者名:
Г	手数料		□申請者	1 \	会社名:			所属	/担当者名:	<u>~</u>	連絡先:
H	請求	地名地番	□ 代理者	L 1:	注所: 〒(麦顒部 「十:	地の表示」の	の「所在」欄刀	をび「①地番」の	地名地番を記載し	てください。	全ての地名地番の記載が必要です。
	建物の 所在地	住居表示	共同任宅:	建物の登記事項証明書の	容態部「一	棟の建物の表	表示」の「所名	主」欄の地名地番	を記載してください	い。地名地番	全ての地名地番の配象が必要です。 が複数ある場合は全て配入してください。 こちらの内容をご確認の上 ご申請ください。
1	独立行 ては、機 (1)機構	構の定める のフラット3	を金融支援機 次の要件に 5又は財形住	该当する必要があることに 宅融資ごとに適用される	こついて承知 技術的基準	しており、こ に適合してV	れらの要件に [、] ること。	ついてフラット35の			・ます。))又は財形住宅融資の利用に際し
3	のであり申請付	宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。 責住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うも あり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。 責住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とな 、ことがあることを承知しています。									
4 5 6	検査途 発行後 年間(適	中の段階 の適合証 合証明受理	で、当該物件: 月書の有効期 里日において		とが判明した 合は現地調査 であることを承	の場合等は 『日から1年』 《知していま	、それ以降の相 間、マンションの す。	の場合は現地調査	E目から5年間(適合	·証明受理日	算することがあることを承知しています。 において竣工から5年以内の場合)又は3
8	フラット 承知して	358、フラ います。	ット35維持保	全型又はフラット35中古	プラスを利用	する場合は	、金融機関へ	の申込期間が定め	りられていますので、	、当該申込期	間内に借入申込みを行う必要があることを
9 <	フラット 個人情	·35S又はご 報の取扱	:\\\>	保全型を利用する場合(ま、各基準の	うち、いずれ	いか1つ以上の	基準に適合するこ	とが必要であること	を承知してい	ます。
	検査機 務及び利 (1) 業務 ア (関及び建 利用目的の 内容 主宅に関す	利用する業務の内容及び目的 び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。)は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業 的の達成に必要ない範囲で利用いたします。 開する検索を受け、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)								
	(2)利用 物件 ア オ 果	イ その他これらに付随する業務 利用目的 物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。 ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の 果を利用することを含みます。)								5ち当該建築物全体に関する検査の結	
2	ウ ジ 機構等	イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため 機構等への個人情報の提供 倹査機関等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供するご						青報を第三者に提供することはありませ			
	ん。ただ	し、個人情		引する法令に基づくお客さ 報の提供先	まの同意を	得た上で、次	マ表に示すとお	り利用目的の達成 提供先の利用!		で個人情報を	機構等に提供することがあります。 提供する個人情報
	機構					機構が行う険・保証の・住宅ローン	う融資、フラット 対象となる住宅 ノや住宅関連の	35(中古住宅)に 等の審査及びその情報提供・市場	とめに必要な情報の 関する債権の譲受の の他の事務 調査や分析・統計の 商品やサービスの	け又は保)実施	中古住宅適合証明申請書に記載された お客さまの属性等(氏名、住所、電話番 号等)、申請に関する住宅情報(所在 地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
		申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを 行う金融機関					(中古住宅)に	関する債権の譲渡			
	の登録を	実施する	幾関(注)	業務を行う建築士事務所 i合証明を依頼した場合に		•適合証明	業務の適切か	つ円滑な実施のた	上めに必要な情報の	徴収等	
(注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。											
	※検	査機関等:	受付欄	※検査者等名	※決	:裁者名	※整理簿	等記録照合欄			※判定欄 F月日及び番号)
									令第		F
					1			※備考			•

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資)

(第二面)

融資の種別(注1)	□ フラット3□ 財形住物			形住宅融資(リ・ユースプラス住賃 プラスマンション)に限る。 🗆 貝	_,,		•	・ユースマンション)	に限る。		
建物又は団地の名称 (マンションの場合)					住宅	番号			号		
売主名又は 不動産仲介等業者名	担当者() TEL. ()-()-())		
住宅の種類(注2)	□ 一戸建て等 □ マンション										
戸建型式	□ 一戸建[*]□ 連続建[*]			併用住宅区分	併用住宅区分 □ 専用住宅 □ 併用住宅※ ※フラット35(中古住宅)の場合に限る。						
	□ 1.有	金利Bプラン	金利Bプラン □ 1.省エネルギー性 □ 1.開口部断熱 □ 2.外壁等断熱 □ 2.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級2以上								
フラット35Sの基準の適用			□ 3.省エネルギー	-性 □ 2.断熱等性能等約 □ 3.認定低炭素住 □ 4.性能向上計画	□ 1.断熱等性能等級4(注5)及び一次エネルギー □ 2.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費 □ 3.認定低炭素住宅(注6) □ 4.性能向上計画認定住宅(注7)						
(注3)(注4)		金利Aプラン	□ 4.耐震性 □ 5.バリアフリーセ □ 6.耐久性・可変	□ 2.免震建築物 主 高齢者等配慮対 □ 1.劣化対策等級	□ 1.耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 □ 2.免震建築物 高齢者等配慮対策等級3以上 □ 1.劣化対策等級3以上等(注8) □ 2.長期優良住宅(注9)						
		7EH □ 7. 『ZEH(−M)』 □ 8				8. Nearly ZEH(-M)(注10) 10. ZEH(-M) Oriented(注10)					
	□ 2.無	□ 11 日 11 日	10 #%±##∃	19 答冊卦面初字ついたい(注11)							
フラット35維持保全型 の基準の適用(注4)	□ 1.有	□ 11.長期優 □ 13.安心R □ 15.既存住		12.管理計画認定マンション(注11) 14.インスペクション実施住宅(注13)(注14)							
	□ 2. <u>無</u>										
フラット35中古プラスの基準 の適用(注3)(注4)	□ 1.有(注 □ 2.無	14)									
提出書類	別添の適合	証明申請書類を	チェックリストによる。								
増・改築	増·改築	□有	□ 無	適合証明書発行希望日	令和	年	月	目			
修繕	修繕	□有	□無	現地調査希望日	令和	年	月	日			
備 考(注7)											

- (注1) 財形住宅(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)並びに財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。
- (注2)「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅 「マンション」:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含みます。)又は準耐火構造)
- (注3) 適合証明技術者は、フラット35S(金利Bプラン)の省エネルギー性及びフラット35中古プラスに係る判定に限定されますのでご注意ください。
- (注4) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35S、フラット35維持保全型及びフラット35中古プラスのいずれも利用することができません。
- (注5) 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準に代えることができます。
- (注6) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。また、令和4年10月1日改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合する住宅に限ります。
- (注7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいい、令和4年10月1日改正後の建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものに限ります。
- (注8) 劣化対策等級3以上等: 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要
- (注9) フラット35S(金利Aブラン)のうち「12.耐久性・可変性」を希望される場合又はフラット35維持保全型のうち「長期優良住宅」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型「長期優良住宅」のいずれも利用することができません。
 - また、令和4年10月1日改正前の長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に適合するものを含みます。
- (注10) 当該基準の適用に当たっては、住宅の建設地域、建物の階数など、それぞれの基準で定める条件に該当する必要があります。
- (注11) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の4の規定により計画作成都道府県知事等から認定を受けた管理計画を有する共同住宅の用途に供する建築物内の住宅をいいます。
- (注12) 特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程(平成29年国土交通省告示第1013号)第2条第1項に規定する特定既存住宅であって、同告示第10条第1項に規定する標章が使用されている住宅をいいます。
- (注13) 既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通省告示第82号)の第4条に規定する調査において調査の対象となる部位に、劣化事象等、著しい蟻害、著しい腐朽等 (鉄骨造の場合は著しい腐食)又は構造耐力上問題のある不足が見られない住宅をいいます。
- (注14) フラット35維持保全型(インスペクション実施住宅に限る。)とフラット35中古プラスは併用ができません。
- (注15) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第19条第2号に規定する保険契約のうち、既存住宅売買契約に係るものが付保された住宅をいいます。

中古住宅適合証明申請書類チェックリスト (フラット3 5、財形住宅融資)

フラット35、財形住宅融資の中古住宅適合証明申請のため、次の書類を提出します。

		調	査書類	確認欄 (※1)	備考					
	1	建物の登記事項証明書	の写し							
		敷地面積が確認できる	書類		土地の登記事項証明書の写し、1 に掲げる書類(一戸類以外)、4 に掲げる書類等					
		建築確認日が確認でき	る書類		確認済証(建築確認通知書)の写し、検査済証の写し、 に掲げる書類等					
全ての方が提出する書類		建築確認日が昭和56年5月31日以前(建物の登記事項証明書の場合は、「表題部(主たる建物の表示(一戸建て)又は専有部分の建物の表示(一戸建て以外))」の「原因及びその日付」欄に記載されている新築時期が昭和58年3月31日以前)で、耐震評価基準等による判定を行う場合は、別途図面等の提出が必要となりますので、検査機関又は適合証明技術者にご確認ください。								
		物件の概要が確認できる書類 (書類がない場合は提出不要)			パンフレット、確認済証(建築確認通知書)の添付書類は竣工図の写し(配置図及び平面図)等(あるものはてるだけご提出ください。)					
一戸建て等の場合	5	土地の登記事項証明書	の写し		申請に係る全ての地名地番についてご提出ください。					
	6	管理規約の写し								
	7	長期修繕計画の写し			計画期間20年以上等一定の要件を満たす必要があります					
マンションの場合	·通···································	6 及び7の書類に代えて、次のいずれかの書類を提出することもできます。 (6 及び7の書類に代える場合は、提出する書類に○印を付してください。) ・旧公庫マンション情報登録証明書(旧公庫マンション情報登録制度(※2)に登録されている物件の場合) ・マンションみらいネットのHP上で公開されている登録情報(管理規約・修繕計画)の写し (マンションみらいネット(※3)の登録情報により、管理規約の内容が確認できる場合は6の書類に、長期修繕計画の 内容が確認できる場合は7の書類に代えることができます。) ・過去の中古住宅適合証明書(証明書有効期間内のもの)の写し(※4) (過去に中古住宅適合証明書を取得している物件で、検査機関又は適合証明技術者が同一の場合に限ります。) ・地方公共団体が交付する管理計画認定マンションであることを証する書類								
E宅の構造が「木造の住 E (※5) 」に該当する場 ト (※6)		設計図書			耐久性基準に関する検査に必要となります。耐久性基準 確認できる書類がない場合の取扱いについては、検査様 又は適合証明技術者にご確認ください。					
住宅の構造を住宅メー カーに確認した場合		中古住宅構造確認書			構造の検査に必要な図面などがない場合で、住宅メー に確認する方法です。書式、取扱い等については、 ホームページでご確認ください。 (http://www.flat35.com/tetsuduki/cyuko/kensa_do ml)					
併用住宅の場合		設計図書			住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書 (平面図等に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したの)					
フラット35Sの基準を 適用する場合 (*適合証明申請は、金利B ブランの省エネルギー性の 基準を除き、検査機関に限 ります。)		省エネルギー性	1		左記の書類は基準に適合することを確認できるものに限ます。また、取得時から増改築がある場合は、当該書類活用できません。 『⑥その他住宅の性能を証明』する書類は、次の通りです。 「省エネルギー性】					
		耐震性	基準に適合することが確認できる次のいずれかの書類 ①新築時の設計図書等 ②新築時の適合証明書 ③新築時の適合証明書 ④新築中の建設住宅性能評価書							
		バリアフリー性	の成件に七の歴史は七日正紀計画音 ③BEIS評価書 ⑥その他住宅の性能を証明する書類		・グリーン住宅ポイント対象住宅証明書 ・ どもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 ・ ごもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 オるものに限ります。 【省エネルギー性以外】 ・ 次世代住宅ポイント対象証明書 【請欠件・可変性】					
		耐久性・可変性			「明で日本であるにより ・所管で取字が交付する長期優良住宅であることを記る 書類※ ※令和4年10月1日以前の認定基準に適合することを記するものを含みます。					
		長期優良住宅	次のいずれかの書類 ①所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する 書類 ②新築時の適合証明書		左記の②の書類はフラット35S(金利Aブラン)のう 「耐久性・可変性」の基準に適合することを確認できる のに限ります。					
	12	管理計画認定マンショ ン	地方公共団体が交付する管理計画認定マンションであることを証する書類							
		安心R住宅	安心R住宅調查報告書		適合証明検査の申請受理日において、安心R住宅の調査 から1年以内であるものに限ります。					
ラット35維持保全型 5単を適用する場合		インスペクション実施 住宅	既存住宅状況調査が行われたことを確認できる報告書 *調査対象部位における劣化事象等、著しい蟻害、著しい 腐朽房(鉄骨造の場合は著しい腐食)又は構造耐力上問題 のある不足が見られないこと		適合証明検査の申請受理日において、既存住宅状況調査 現地調査実施日から以下の期間内であるものに限ります ・一戸建て等の場合:1年 ・竣工から10年以内のマンションの場合:5年 ・竣工から10年超の マンションの場合:3年					
		既存住宅売買瑕疵保険 付保住宅	灰のいずれかの書類 既存住宅売買瑕疵保険の保険証券又は付保証明書 ※保険証券又は付保証明書の提出が間に合わない場合は、 検査完了証及び契約内容確認シートの写しを提出してくだ さい。		検査完了証が提出された場合は、適合証明検査の申請引 日において有効期間内であるものに限ります。					